

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編



第1章 総則

第1節 目的

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号、以下「南海トラフ法。」）」に改正された。

本計画は、うるま市が、南海トラフ法第3条第1項の規定による推進地域として指定されたことを受け、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ沿いで発生する地震による被害に関する地震防災対策を的確に推進することで、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

本計画では、特に南海トラフ地震に関して重要な対策として、以下の項目について定める。

- ① 地震発生時の応急対策等
- ② 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- ③ 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ④ 関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 防災訓練に関する事項
- ⑥ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2節 計画の位置づけ等

- ・この計画は、うるま市地域防災計画の第5編として作成する。
- ・本計画では、「何としても人命を守る」との観点を基本とし、南海トラフ巨大地震及び同地震に伴う津波を想定する。
- ・計画内容は、今後の南海トラフ地震に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の進捗等を含め、必要に応じて適宜見直しを行うこととし、実効性のある計画となるよう努める。

第3節 業務の大綱

南海トラフ地震の防災対策において、市及び関係機関等の処理すべき業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱」に準ずる。

第4節 南海トラフ巨大地震により想定される津波リスク

・内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、うるま市では、最短で77分後の津波到達（津波高さは1.0m）、また、最大津波高は4.0mが想定されている。

※なお、沖縄県による津波被害想定調査（H25.3）では、津波第一波の到達まで、最短で16分であることや、津波高さが最大で10m以上と想定されており「第2編 地震・津波編」で対象外とした津波の方が、市にとってより厳しい条件となる。（詳細は、「第1編 第1章 第4節 本市において想定される災害 2 津波」を参照。）

・ただし、南海トラフ沿いでは、100年～150年程度の周期で大規模な地震（M8クラス）と大きな被害が発生している。南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心として、広範囲で甚大な被害が発生し、沖縄県でも津波による被害が発生するおそれがあることから、十分な留意が必要である。

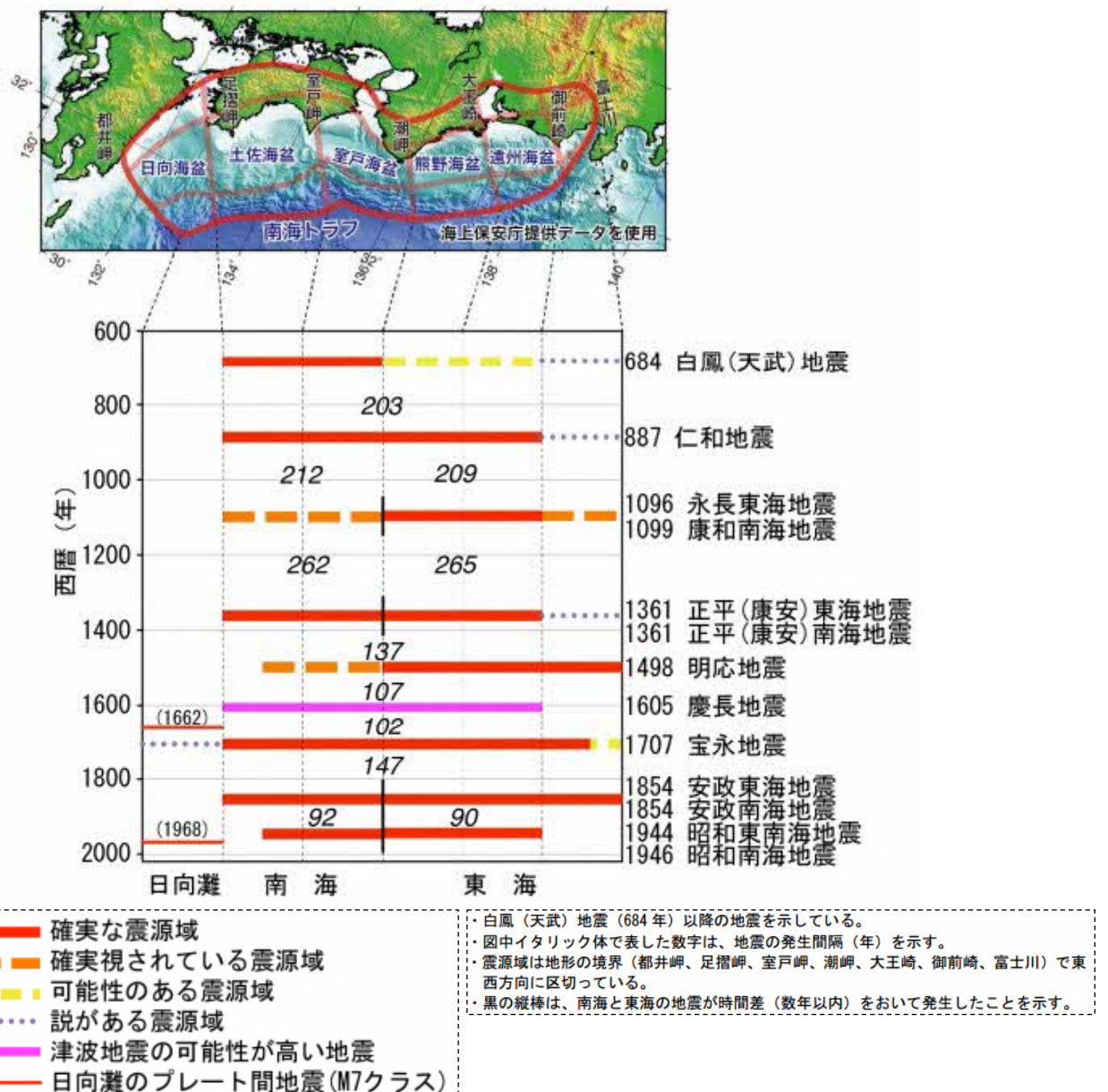


図 南海トラフで過去に起きた大地震の震源域の時空間分布

出典) 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版), 地震調査研究推進本部

第5節 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、知らせるもので、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報のキーワード

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第6節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、「災害警戒準備体制」「災害警戒本部」「災害対策本部」を設置するものとする。

また、災害の状況等により必要と認めるときは、災害対策本部等の事務の一部を行う組織として、「現地対策本部」を設置することができる。

設置基準及び組織・所掌事務等については、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の項を参考とする。

2 災害対策の職員配置計画

災害対策への体制を迅速に整えるため、本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

災害対策体制基準や動員方法等については、「第2編 第1章 第1節 組織計画の4 災害対策の職員動員計画」の項を参考とする。

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 津波警報等の伝達

市長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、市消防等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用い、沿岸部を中心とした津波による警戒が必要と想定される地域住民に対し、海岸・河岸等から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。

また、警察、市消防等の協力を得て、海岸・河岸等からの退避の広報とともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

地震情報・津波警報等の伝達については、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」の項を参考とする。

第2節 災害状況等の収集・伝達

市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県（県への報告が困難な場合は国（総務省消防庁）に報告する。また、被害が甚大で、調査が困難な場合は、関係機関に応援を求める。

迅速な情報伝達等は時に重要であることから、防災行政無線（固定系・移動系）の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の導入等、情報通信機器等の充実を推進する。

災害状況等の収集・伝達については、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」の項を参考とする。

第3節 避難計画

地震時の火災や余震等による二次災害から避難するための避難情報の提供、立ち退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護等を行う。

津波避難場所及び避難所は、津波浸水想定区域外の安全な高台若しくは、高台に位置する公園等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの高い建物等に緊急避難をするものとする。

地震時及び津波時の避難については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」の項を参考とする。

第4節 観光客・避難行動要支援者の対応

津波情報や避難指示等の避難情報を、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。津波の到達予想時間に余裕がある場合には、海岸・港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活について支援を行うこととし、避難誘導等においては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て対応する。

観光客等の対策については、「第2編 第1章 第9節 観光客等対策計画」、「同 第10節 避難行動要支援者対策計画」の項を参考とする。

第5節 医療救護

地震・津波等により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合等は、被災地近く若しくは広域避難場所内に現地救護所を設け、応急救護の体制を整える。

必要に応じて、関係機関に医療救護班等の派遣を要請する。

医療救護については、「第2編 第1章 第13節 医療救護計画」の項を参考とする。

第6節 交通輸送

災害時の被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう、交通の規制や交通施設の応急対策、緊急輸送等を行う。

交通輸送対策については、「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」の項を参考とする。

第7節 障害物の除去

災害時の震災がれき等について、日常生活に著しい障害を及ぼすものや倒壊住宅、道路関係障害物や河川・港湾関係障害物等について、除去を行う。

障害物除去対策については、「第2編 第1章 第23節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画」の項を参考とする。

第8節 二次災害の防止

建築物の応急危険度判定や降雨等による水害・土砂災害の防止、高潮・波浪等の対策等、二次災害の発生防対策を行う。

二次災害の防止対策については、「第2編 第1章 第25節 二次災害の防止計画」、「同 第27節 危険物等災害応急対策計画」の項を参考とする。

第9節 公共施設・ライフラインの対応

災害時の道路、港湾・漁港施設やライフライン施設等について、応急対策を進める。

公共施設やライフライン等の応急対策については、「第2編 第1章 第32節 公共土木施設応急対策計画」、「同 第33節 ライフライン等施設応急対策計画」の項を参考とする。

第10節 島しょ地域の支援

地震・津波により島しょ地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合、総合的な支援を行う。

特に、孤立が予想される島しょ地域に対し、衛星携帯電話などの通信機器等の配置を推進する。

島しょ地域の支援については、「第2編 第1章 第36節 島しょ地域の支援体制」の項を参考とする。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第1節 建築物・構造物等の耐震化

地震時の被害の低減化に向け、「うるま市耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

また、市有の公共施設のうち特定建築物及びその他重要な建築物については被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震診断の必要性が高い建築物から順次、耐震診断及び耐震改修を進めていくものとする。

第2節 津波避難ビルの指定等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。

第3節 津波災害に備えた避難道路の整備

避難所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難道路等について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

また、災害発生後の復旧・復興等の優先順位を判断するため、避難道路は、一次避難道路と二次避難道路に区分する。

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、「第1編 第3章 第2節 災害に強いまちづくり」の項を参考とする。

第4章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

(1) 津波防護施設

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

津波防護施設については、「第1編 第3章 第2節 災害に強いまちづくり」の項を参考とする。

(2) ヘリポートの整備検討

平安座島、浜比嘉島、宮城島、伊計島、藪地島や海上ルートしかない津堅島においては、橋梁のルートが使用できない際に、航空機等による空からの救援等が必要となることから、県や関係機関と連携して、これらの島に救援ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備について検討する。

ヘリポート整備検討については、「第1編 第3章 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備の5 ヘリポート整備の検討」や「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の項を参考とする。

第2節 円滑な避難の確保

(1) 被害状況の把握と伝達

津波に関する情報の収集・伝達対策の充実を図ることとし、警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

特に、観光客や来遊者、避難行動要支援者等への伝達に留意する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」、「同 第8節 避難計画」の項を参考とする。

観光客等の対策については、「第2編 第1章 第9節 観光客等対策計画」、「同 第10節 避難行動要支援者対策計画」の項を参考とする。

(2) 津波避難計画の策定

地域住民等の円滑な避難に向けて、各種マニュアル・調査報告等を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

津波避難計画については、「第1編 第3章 第5節 避難体制等の整備」の項を参考とする。

(3) 南海トラフ地震防災対策計画の促進

市は、県と連携し、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

(4) 自主防災組織の育成支援

円滑な避難や避難所の運営等には、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要であることから、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、災害発生時に孤立することが予想される島しょ部においては、地域の組織力による対応を図る観点から、継続的に自主防災組織の育成強化を行う。

円滑な避難に向けた体制づくりについては、「第1編 第3章 第3節 災害に強い人づくり」の項を参考とする。

(5) 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難体制の整備として、避難所の開設・運営や安全確保は、市・県・社会福祉施設・学校等の施設において、それぞれ確立していく。

津波避難所は、海拔15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定を行う。

避難所の運営・安全確保等については、「第1編 第3章 第4節 災害応急対策活動の準備」、「第2編 第1章 第8節 避難計画」の項を参考とする。

(6) 普及啓発

市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

意識の普及啓発等については、「第1編 第3章 第5節 避難体制等の整備」の項を参考とする。

第3節 迅速な救助

被災者の救助は、市消防及び市消防団等を主体とした救助班を編成し、県警察と協力して、平常時から相互協力のための検討を進める。また、必要な大型油圧機械器具等の借り上げ等に向けた民間事業所との協定の締結等について検討する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等については、「第2編 第1章 第12節 救出計画」の項を参考とする。

第5章 時間差発生等における円滑な 避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された 場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに危機管理課職員による災害警戒準備体制を執るものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、直ちに「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

その収集体制は、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合は、直ちに「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第6章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備計画

災害発生後の迅速かつ適正な対応に向けて、所用の体制・必要な資機材等について、できるだけ早く確立する。

市における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら、市町村間の相互応援協力協定の締結や、民間団体等の連携体制の充実等を図る。

資機材・人員等の配備手配については、「第1編 第3章 第4節 災害応急対策活動の準備」の「1 初動体制の強化, 2 活動体制の確立, 3 物資及び資機材の確保等」の項を参考とする。

第2節 自衛隊の災害派遣

市長は、基本法第68条の2に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書（別紙）に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊の災害派遣については、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の項を参考とする。

第3節 物資の備蓄・調達

大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

市は、食料及び飲料水の備蓄の目安は、うるま市備蓄計画で示す。

また、個人の備蓄や企業及び関係機関等との協定締結、広域支援体制の構築等を推進するとともに、必要に応じ災害物資輸送道路、地域内輸送道路等のインフラ整備を図るものとする。

物資の備蓄・調達については、「第1編 第3章 第4節 災害応急対策活動の準備の3 物資及び資機材の確保等」の項を参考とする。

第7章 防災訓練に関する事項

第1節 地域防災力の向上

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、県及び防災関係機関並びに市民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災週間や津波防災の日等、毎年1回以上の頻度で、広域的な総合防災訓練を実施する。

市や防災関係機関は、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震津波防災訓練として実施するものとし、特に島しょ地域においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

また、市及びその他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

地域防災力の向上においては、自主防災活動の展開が有効である。市は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとし、自主防災組織が日頃から訓練を積み重ねておくことができるよう支援する。

防災訓練については、「第1編 第3章 第3節 災害に強い人づくりの1 防災訓練計画及び3 自主防災組織育成」の項を参考とする。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1節 市職員等に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行うものとし、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育を推進するものとする。

その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 市民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難所、主要避難道路等を示す防災マップを適宜更新・整備し、周知を図るとともに、市民等に対する教育を実施する。

教育に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、よりわかりやすい教育・広報に努め、地域の自助努力を促すことで地域防災力の向上を図ることに留意する。

特に、観光客や外国人等の現地の地理に不案内な来訪者を念頭に、看板等への絵文字表記（ピクトグラム）の活用や、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記、多言語での防災パンフレットの作成・配布などの防災知識の普及を図るものとする。

その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (7) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (8) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (9) 7日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

教育及び広報については、「第1編 第3章 第3節 災害に強い人づくりの2 防災知識の普及・啓発に関する計画」及び「同 第4節 災害応急対策活動の準備の3 物資及び資機材の確保等及び8 観光客・旅行者・外国人等の安全確保」の項を参考とする。

第3節 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

相談窓口の設置については、「第2編 第2章 第3節 被災者生活への支援計画の2 災害相談」の項を参考とする。